

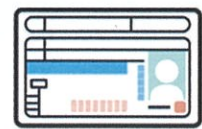
自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

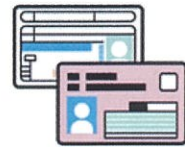


マイナンバーカードと運転免許証の一体化

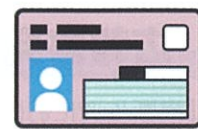
●免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



2枚持ち

ワンストップサービスで住所変更等がラクに！

オンライン講習が受講可能に！

住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長！

更新手数料が安く

マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

マイナ免許証のみ保有者
自治体に届け出るだけ

優良運転者講習・一般運転者講習
24時間・どこでも受講可

優良運転者・一般運転者
経路地更新即日完了

- オンライン講習の受講だけでは、更新手続きは完了しません。
- マイナンバーカードの券面には免許情報(有効期間等)が記載されません。
- マイナンバーカードを更新や紛失した場合、新たなカードには免許情報が記録されていません。
- マイナンバーカードは警察で預かることができないため、手続きに時間がかかる場合があります。
- 2枚持ちの方は更新時、免許証とマイナ免許証どちらかを忘れた場合、更新できません。
- 住所変更ワンストップサービス等の利用には事前に手続きが必要です。

※ 詳しくは岐阜県警察本部運転免許課(058-295-1010)へおたずねください。

交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、県内に
お住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課
(TEL. 058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

Dream Power 実行委員会/脇若 保雄/(特非)ぎふ長良川走ろう会/池田町交通安全協議会各支部
中濃消防組合交通安全青年部会/(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会/岐阜県民共済生活協同組合
ヤマトホールディングス株式会社/全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部/田中 英次
(一社)岐阜県自動車会議所/十六リース株式会社 他2名

(令和6年度中:順不同、敬称略)



令和6年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール岐阜県知事賞 大垣市立南中学校3年生(受賞当時) 加藤 美園さんの作品

令和7年 夏の交通安全県民運動

思いやり ゆずる心で 事故防止

令和7年 7月11日(金)～7月20日(日)

運動の
重点

・ こどもと高齢者の交通事故防止

・ 横断歩道における歩行者最優先の徹底

・ 自転車等の安全利用とヘルメット着用の促進

・ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

岐阜県交通安全対策協議会 (事務局:岐阜県環境エネルギー生活部 県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205)

推進項目1 交通安全教育の推進

児童に対しては、道路における危険を予測し、回避する意識と能力を高めることができるよう指導しましょう。
安全な交通行動を身につけるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を活用しましょう。

推進項目2 交通安全意識の啓発

家庭、老人クラブ、子ども会など、
家庭や地域ぐるみで交通安全意識の向上を図りましょう。
道路の安全な横断方法や反射材用品の着用など、
交通ルールやマナーに関する啓発を推進しましょう。



推進項目3 保護誘導活動の推進

通学路、こどもが日常的によく利用する道路などでは、見守り活動を実施しましょう。
こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、
声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

推進項目1 自転車の交通ルール遵守の徹底

「自転車安全利用五則」を守り、自転車利用中の交通事故防止に努めましょう。
自転車は原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先など、通行方法を守りましょう。

推進項目2 自転車利用時の乗車用ヘルメット着用等の促進

交通事故の被害防止・軽減のため、自転車利用時は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
自転車の両側面に反射器材を備え、定期的な点検・整備を行い、
交通事故防止に努めましょう。

推進項目3 自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知

自転車事故での被害者の保護と自転車利用者の経済的負担軽減を図るため、
自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。

推進項目4 特定小型原動機付自転車に関する安全対策の推進

法律で定める基準を満たさないものは、車両区分に応じた交通ルールが適用されます。
交通事故の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

推進項目1 運転者の交通ルールの遵守

横断歩道を横断している歩行者や、横断しようとしている歩行者がいる場合、
運転者は一時停止し、歩行者の通行を妨げてはいけません。

推進項目2 歩行者の交通ルールの遵守

道路を横断するときは、横断歩道を渡る、信号に従うなど、
交通ルールを守りましょう。
道路を横断するときは、手を上げるなど、運転者に横断する意思を伝え、
横断中も周囲の安全を確認しましょう。



推進項目3 広報啓発活動の推進

地域や職場では、「横断歩道における歩行者最優先の徹底」に向けた
各種啓発活動を実施しましょう。

推進項目1 飲酒運転を許さない環境づくり

家庭・地域・職場などが一体となり、
「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境をつくりましょう。
家庭では二日酔い、職場では飲酒後の帰宅手段、飲酒先ではハンドルキーパーを
確認しましょう。

推進項目2 妨害運転の根絶に向けた啓発の推進

思いやり、ゆずり合いの気持ちを持った運転をしましょう。
被害防止のため、ドライブレコーダを搭載し、
あおり運転を受けた場合は、安全な方法で110番をしましょう。



推進項目3 交通安全教育の推進

飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さや
道路交通法上の罰則、行政処分等の周知を図り、飲酒運転根絶に
向けた交通安全教育を推進しましょう。

